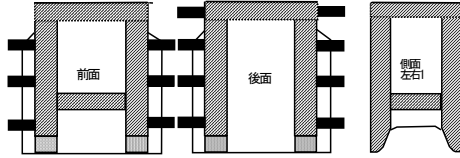


散乱線防護カーテン

[形状・構造及び原理等]

X線防護材料と保護材が一体化されたシートを積層した構造となっており、レールなどに付属品を用いて吊り下げられる形状にしたもの。

<形状>



上図は一例です。

<構造>

構造は下記表1、表2に記載した通りである。

表1

単位:mm

種類	型式	サイズ
カーテン式	NP	フリー

本製品に該当する製品の製品名、型式、製造番号、鉛当量、サイズ等については、製品及び包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

<防護材の組成>

塩化ビニル樹脂に鉛を混和したもの。

<保護材の組成>

ポリ塩化ビニル。

<ポリ塩化ビニルの可塑剤>

フタル酸ジアルキル。フタル酸ジ-2-エチルヘキシル。

<性能>

JIS Z4501で規定されるX線管電圧100kVでの試験において、「表2」に記載された値以上の鉛当量を有する。

表2

単位:mmPb

型式	全面
NP	0.13, 0.25, 0.35, 0.5, 0.75, 0.85, 1.0

[

使用目的は効果

<使用目的>

患者から放出される放射線又は医学的処置又は歯科処置に用いた放射線による不必要な被曝から術者等を保護することを目的とした柔軟な放射線防護用具をいう。本品は人と一次放射線源又は散乱放射線源との間に設置する柔軟な放射線遮断・減衰バリアである。天井、壁、放射線放出装置又は他の放射線遮蔽に取り付けたロッド又はトラックから吊るすように設計されている。

<効果>

JIS Z4501「X線防護用品類の鉛当量試験方法」で規定されているX線管電圧100kVでの試験において表示の鉛当量以上の遮蔽効果を有する。

[使用方法等]

- ①管電圧 150 kV以下のX線で診療を行う場合に散乱線(迷X線)からの被曝量を低減させることを目的としており、一次放射線(直接線)などの放射線被曝の保護には使用しないこと。
- ②X線防護材料に損傷、またはその恐れのある場合は使用しないこと。
- ③折り曲げ等が繰り返されると、X線防護材料の遮へい効果を損ずる原因となるので注意すること。
- ④外観に傷、変形等が見付かったときは使用しないこと。

- ⑤廃棄する場合は、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処理業者に廃棄を依頼のこと。
- ⑥消毒は、消毒用アルコールで清拭すること。ガス滅菌、蒸気滅菌、煮沸、クレゾール等は、変質や早期劣化のおそれがあり、使用しないこと。

[保管方法及び有効期間等]

保管方法

直射日光が当たる場所や暖房器具等高温環境下での使用はしないこと。

使用期限

X線防護材料に損傷をきたすまで。

[保守・点検に係る事項]

<使用者による保守点検事項(日常点検)>

- ①日常の始業、終業時に目視、触覚等により点検を必ず行うこと。
X線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止してX線透視又は透過写真撮影により検査を行うこと。
- ②半年に1回以上のX線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。
製造後3年以上経過した製品は、検査の頻度を上げること。

[製造販売業者及び製造業者の名称及び住所等]

■製造販売業者 株式会社 保科製作所

住 所 〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-13

電話番号 03-3814-8765 FAX番号 03-3814-8769